

徳島県警察災害派遣隊設置要綱

(平成24年11月27日本部訓令第23号)

最終改正 令和4年8月1日本部訓令第18号

徳島県警察災害派遣隊設置要綱を次のように定める。

徳島県警察災害派遣隊設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県警察災害派遣隊(以下「災害派遣隊」という。)の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。

(2) 大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。

(3) 被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

(4) 被災地警察

被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

(設置)

第3条 国内における大規模災害発生時に被災地等において活動する部隊として、県警察に災害派遣隊を設置する。

(任務)

第4条 災害派遣隊の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 情報の収集及び連絡

(2) 避難誘導

(3) 救出救助

(4) 検視、死体の調査及び身元確認の支援

(5) 緊急交通路(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定により指定された道路の区間をいう。以下同じ。)の確保及び緊急通行車両(同項に規定する緊急通行車両をいう。以下同じ。)の先導

(6) 行方不明者の搜索

(7) 治安の維持

(8) 被災者等への情報伝達

(9) 前各号に掲げるもののほか、派遣先の被災地警察(以下「派遣先警察」という。)の長が特に指示する活動

2 災害派遣隊は、派遣先警察の長の指揮を受け、前項の活動を行うものとする。

(部隊編成等)

第5条 災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣する即応部隊と、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣する一般部隊により構成する。

2 即応部隊を編成する部隊(広域緊急援助隊の各部隊にあつては班編成を含む。)及びその任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 広域緊急援助隊(警備部隊)

ア 先行情報班

他の班に先行しての、被災状況、道路状況等に係る情報その他広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告

イ 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等

ウ 隊本部班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他警備部隊が行う災害警備活動に係る活動の支援

(2) 広域緊急援助隊(交通部隊)

ア 先行情報班

他の班に先行しての、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告

イ 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導等

ウ 管理班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他災害交通対策活動全般に係る活動の支援

(3) 広域緊急援助隊(刑事部隊)

ア 検視班

遺体安置場所における検視又は死体の調査

イ 遺族対策班

遺体安置所における遺族等への遺体の引渡し及び遺族等への安否情報の提供

(4) 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝達、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の検索救助、救援物資の輸送その他救援活動に対する効果的な支援

(5) 緊急災害警備隊

被災者の救出救助、行方不明者の搜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先警察の長が特に指示する活動

3 一般部隊を編成する部隊(特別生活安全部隊にあつては班編成を含む。)及びその任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特別警備部隊

被災地等における行方不明者の搜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の警備警察活動及び他の一般部隊の任務に属さない事項並びに派遣先警察の長が特に指示する活動

(2) 特別生活安全部隊

ア 相談・防犯指導活動班

避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動

イ 行方不明者相談情報管理班

行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号)等に基づく行方不明者相談情報の収集・整理

(3) 特別自動車警ら部隊

被災地等における警ら用無線自動車による警戒・警ら、現場広報等

(4) 特別機動捜査部隊

被災地等における捜査車両による警戒・警ら、犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査、事件発生時における初動捜査等

(5) 身元確認支援部隊

死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等から、身元確認に資する情報の聴取、指掌紋、DNA 型、歯牙等に係る資料の収集、親子鑑定的手法に活用するための資料採取

(6) 特別交通部隊

被災地等における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察活動

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、各部隊の編成及び運用等に関する細目の事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年11月27日から施行する。

(徳島県警察広域緊急援助隊の設置及び編成に関する訓令の廃止)

2 徳島県警察広域緊急援助隊の設置及び編成に関する訓令(平成19年徳島県警察本部訓令第3号)は、廃止する。

附 則(平成25年3月28日本部訓令第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月1日本部訓令第18号)

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。